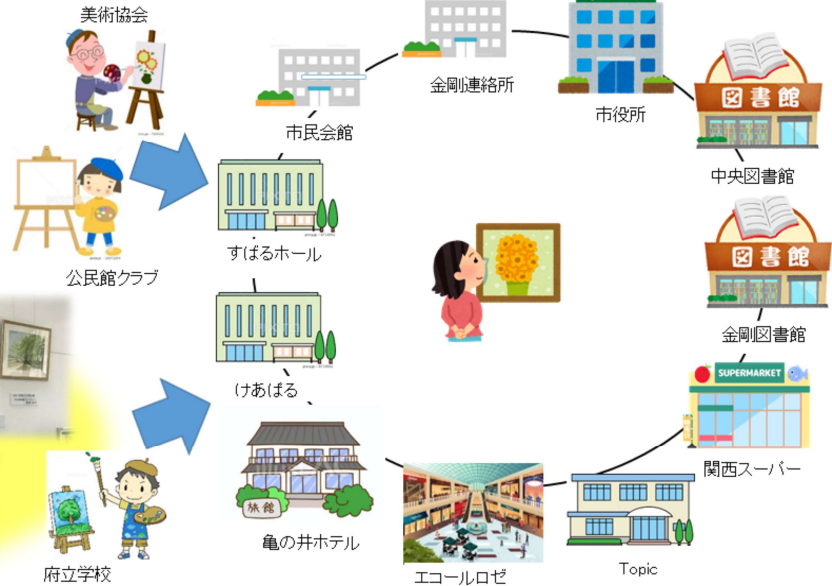


富田林まちかどミュージアム

まちかどミュージアムとは

市民や学生が制作した絵画などを市内の公共施設などに展示することで、市民が芸術に親しむ機会の提供と創作活動の支援につなげます。



富田林まちかどミュージアムとは、富田林市の公共施設などに、市民や市内府立学校の学生が制作した絵画などを展示することで、市民が芸術に親しむ機会の提供と、創作活動の支援を目的とした事業です。

令和4年度には展示場所を2か所追加し、市内全11か所で合計30作品を展示しています。具体的には、公民館クラブ、市美術協会所属会員、市市内府立学校生徒の絵画や写真などの作品を、市役所、金剛連絡所、市民会館、すばるホール、けあばる、亀の井ホテル、関西スーパー、金剛図書館、中央図書館、Topicきらめき創造館、エコールロゼで展示しています。展示期間は原則一年間で、その一年間で1～2回程度、展示場所を移動させています。

市民の皆さまが芸術に接する機会を増やし、より身近に感じていただくために、今後さらに拡大していく予定です。

富田林市文化財デジタルアーカイブとは

様々な知的資源・地域資源をデジタルデータとして記録・保存するとともに、インターネット上に公開

おうちdeミュージアム



VR(名勝 龍泉寺庭園・令和4年3月公開)



富田林市文化財デジタルアーカイブとは、様々な知的資源・地域資源をデジタルデータとして記録・保存するとともに、インターネット上に公開することで、市民の皆さまとデジタルデータを共有するための取組です。

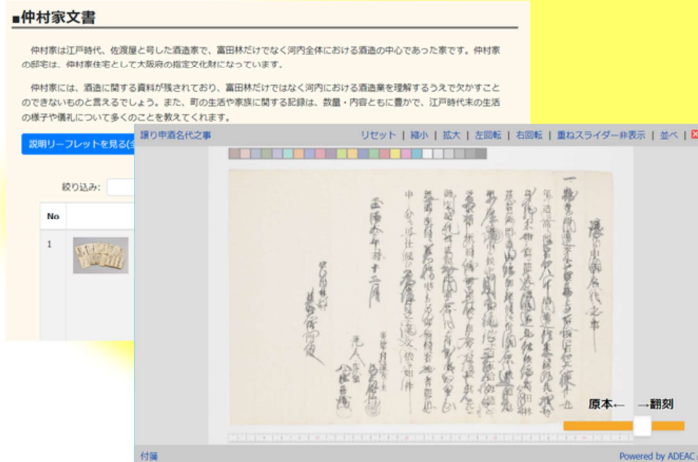
文化財課では、令和2年度「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、富田林市文化財デジタルアーカイブ作成・公開に着手し、今年度で3年目を迎えました。今年度は公益財団法人図書館振興財団の助成事業に採択されたことにより、事業費全額を助成していただき事業を実施いたします。

ウィズコロナ・アフターコロナ状況下において、家にいながらでも知っていただける、感じていただけるよう「おうちdeミュージアム」をコンセプトに掲げ、順次デジタルデータ化・公開を進めております。また、今どきのデジタルネイティブな生徒・児童に楽しんで見てもらえるよう、VRコンテンツや動画資料も掲載しております。

VRコンテンツは、「重要文化財 旧杉山家住宅」、「名勝 龍泉寺庭園」の3Dパノラマがご覧いただけます。いずれも4K画質360度パノラマポイントを各100箇所以上に設置し、普段は入ることができない旧杉山家住宅の使用人部屋や、龍泉寺庭園の中島も見るができます。また、3Dモデルを表示することで、構造が立体的に把握できます。



画像（市指定文化財 仲村家文書・令和4年3月公開）



富田林市史のデジタル化
 （令和4年11月公開予定）

掲載している画像の多くは、デジタルアーカイブ用にプロカメラマンが新たに撮影したものです。「市指定文化財 富田林寺内町絵図」は端書（はしがき）・裏書（うらがき）を含め全点を掲載しており、ブラウザ上で拡大縮小が自在なため、細やかな描写や筆遣いなどを現物以上に詳しく観察できます。「市指定文化財 仲村家文書」は、酒造や家政関係などがよくわかる史料を掲載しており、原文と翻刻文（ほんこくぶん）を同じ画面でご覧いただけます。動画は文化財課が保有している映像4点をデジタル化し、テロップを加えました。うち1点は旧杉山家住宅修理工事時に制作された貴重な映像記録で、デジタルアーカイブでのお披露目となりました。

今年度事業は、『富田林市史 本文編』（第1巻から第3巻）をフルテキスト化し、公開するものです。全文を検索していただけるほか、音声読み上げも可能になるため、アクセシビリティ向上にも寄与すると考えます。

これらはGIGAスクール端末でも閲覧できる郷土資料コンテンツであることから、今後は教育現場と連携し、より一層活用していただける方法を検討してまいります。また、このアーカイブにまだ掲載できていない文化財についても、今後コンテンツの拡充に努めてまいります。

文化芸術振興ビジョン策定への取り組み

【上位計画】文化芸術推進基本計画（国が策定）

文化芸術政策の目指すべき姿や基本的な方向性を示す

（根拠条文）文化芸術基本法（平成13年法律第148号）

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（略）にあつては、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

地方文化芸術推進基本計画 = 富田林市文化芸術振興ビジョン

文化芸術振興ビジョン策定概要

- ①文化芸術基本法の趣旨に基づき、文化芸術にとどまらず、観光・国際交流・福祉・教育などの文化芸術に関連する分野との有機的な連携を目指し、各分野に精通された方を策定委員会の委員に迎え、策定に取り組んでまいります。
- ②文化芸術の持つ意義と価値を尊重し、将来世代への文化芸術の継承について検討し、本市の文化芸術の方向性について規定してまいります。

現在、本市では「文化芸術振興ビジョン」の策定に取り組んでいます。

「文化芸術振興ビジョン」の法的位置付けでございますが、上位計画として、文化芸術基本法により国が策定しなければならないとされている「文化芸術推進基本計画」があり、第1期の「文化芸術推進基本計画」がすでに策定されております。また、同法律によりまして、本市を含む地方自治体につきましては、「地方文化芸術推進基本計画」の策定に努めなければならないとされております。

今回策定を予定している「富田林市文化芸術振興ビジョン」は、この「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけられるもので、策定にあたっては、「文化芸術推進基本計画」を参酌して作成するものと法律で定められております。

文化芸術基本法の趣旨としまして、「文化芸術にとどまらず、観光・国際交流・福祉・教育などの文化芸術に関連する分野と有機的な連携に取り組んでいくこと」がうたわれています。したがって文化芸術振興ビジョンの策定にご尽力いただく策定委員には、観光・国際交流などに知見をお持ちの方や文化活動に長年にわたって取り組まれている団体の方に委員をお願いして、策定に取り組んでいます。

また、少子高齢化などの時代の流れの中で、文化芸術に関しても、将来世代への継承も大きな課題の一つとなっておりますので、委員のみなさまや文化活動を行っておられる団体のみなさまなど幅広いご意見を伺いながら本市の今後の文化芸術のあり方について、検討を進めています。

文化芸術振興ビジョン策定への取り組み

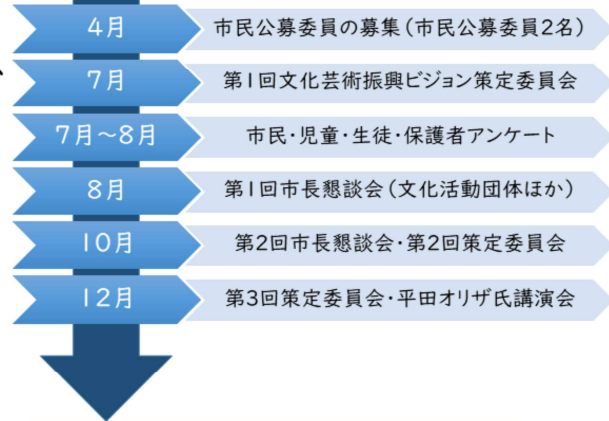
めざすべき将来の富田林

心豊かで文化的な生活を送るため、これまで受け継がれてきた文化芸術を継承し、将来に向かって大きく育てていきます

3つの基本方針

- ・文化芸術の担い手をそだてる。
- ・文化芸術が人と人、団体、学校、企業等をつなぎ、観光や国際交流、福祉や教育等の他分野とつなげることで、まちの魅力を高める。
- ・文化芸術にふれることで市民の幸福度を高め、誰一人取り残さない社会を目指す。

文化芸術振興ビジョン策定に向けたこれまでの取り組み



文化芸術振興ビジョンの策定

文化芸術振興ビジョンの策定に関するこれまでの取り組みとして、4月に市広報及びウェブサイトにより策定委員会の市民公募委員を募集させていただき、2名の方に委員をお願いし、文化芸術や福祉、観光、国際交流の専門家、若者会議委員を含めた10名の委員のみなさまに、オブザーバーとして、富田林市の文化振興の担い手であります「富田林市文化振興事業団の職員」2名にご参加いただき、計12名の体制で委員会を進めております。7月に、第1回の委員会、10月に第2回の委員会を開催し、12月には、3回目の委員会を実施いたしました。また、市民1,500名を対象としたアンケートや市立小学4年生から中学3年生までの児童・生徒やその保護者を対象としたアンケートを実施しご意見をいただくとともに、文化活動を行っておられる団体の方のご意見をお伺いする「市長懇談会」を8月と10月の2度開催するとともに、文化活動を行っておられる公民館クラブに対するアンケートも実施しております。

今後も「文化芸術振興ビジョン」の策定への取り組みを進め、

「めざすべき将来の富田林」実現のために、①文化芸術の担い手を育てる、②文化芸術が人と人、団体、学校、企業等をつなぎ、観光や国際交流、福祉や教育等の他分野と連携することで、まちの魅力を高める。③文化芸術にふれることで市民の幸福度を高め、誰一人取り残さない社会を目指すという三つの基本方針に基いて、心豊かで文化的な質の高い生活を送ることができるように、これまで受け継がれてきた文化芸術を継承し、将来に向かって大きく育ててまいります。